防火対象物に係る表示制度(適マーク制度)

1 表示制度とは

宿泊施設からの申請に基づいて、消防機関が審査した結果、消防法令のほか、 重要な建築構造等に関する基準に適合していると認められた建物に対し、「適 マーク」を交付する制度です。

宿泊施設が「適マーク」を掲出することにより、建物の安全・安心に関する情報を利用者に提供することが可能となります。

2 対象となる建物

「適マーク」の交付は、3階建て以上(地階を除く。)で収容人員が30人以上のホテル・旅館等が対象となります。

3 「適マーク」の種類

「適マーク」には金色と銀色の2種類があります。

消防機関が審査した結果、表示基準に適合していると認められた場合は、「適マーク(銀)」が交付されます。

3年間継続して表示基準に適合していると認められた場合は、「適マーク (金)」が交付されます。







適マーク(金)

適マーク制度(総務省消防庁ホームページ)

※お問い合わせ先 隠岐広域連合消防本部 予防課 予防係 TEL (08512) 2-2307